

日本語教育人材の養成・研修に関する教育内容の現状と課題(案) (これまでの議論等で出された主な意見)

1. 平成12年報告に示された日本語教育人材の養成に関する教育内容について

- ・文化庁が平成12年に示した日本語教員養成における教育内容「日本語教育のための教員養成について」(以下、「平成12年教育内容」という。)は既に17年を経過している。その間、日本語教育人材の活動分野や役割は一層多様化しており、日本語教育の実施機関・団体によっても異なっている。
- ・大学や日本語教員養成機関において、日本語教員は、平成12年教育内容に基づいて養成がなされているが、具体的な教育内容は大学等の自主性に任されている。そのため、養成した人材のスキルは機関・団体により異なる。
- ・大学や日本語教員養成機関以外では、日本語指導者や日本語指導補助者、日本語教育コーディネーターなどは、平成12年報告の対象となっていないことから、各機関・団体において独自の内容で養成・研修が行われている。
- ・実践力を身につけた日本語教育人材が求められているが、教育実習における具体的な教育内容は示されていないため、教育実習の内容は機関・団体により異なる。
- ・日本語教育人材に求められる資質・能力は多様化しているが、それらの全ては示されていない。例えば、子供に対する指導に必要となる知識、海外で教える上で必要となる知識など、活動分野により必要となる日本語教育に関する知識は異なる。また、日本語教育コーディネーターや日本語指導補助者(支援員)等に求められる資質・能力についても整理されていないために養成・研修が適切に実施できていない場合がある。
- ・養成段階で習得させることができる知識や能力は限られていることから、養成段階で習得させることができる知識や能力と、日本語指導者となってから習得すべき知識や能力を分けて考えることも必要。
- ・現職日本語教員には自己研鑽の場が限られていることから、教育機関・団体等に対し、初任・中堅段階の研修等の受講について、配慮を求めることも必要。
- ・新たに定められた教育内容に基づく養成・研修が各地の教育現場に定着するような方策を国として検討すべき。

2. 活動分野別の日本語指導者等に対する教育内容について

1. 生活者としての外国人

- ・地域における日本語教育は、地方公共団体や国際交流協会、NPOなど民間団体が日本語教室を開催し、実施しているが、その多くはボランティアによる支援に依存している。そのため、教室開催や日本語教育人材の確保等の日本語学習環境については安定せず、地域間による格差も生じている。
- ・開設される日本語教室で行われる教育内容も様々であり、市民による交流や生活相談など、日本語指導を主な目的としていない教室や、個別の日本語指導を行うなど活動形態も多様である。
- ・専門性が求められる初期日本語教育については、ボランティアには負担が大きいとの指摘がある。
- ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育に専門性を持って関わる人材に求められる資質・能力を育成するために必要となる教育内容については十分な議論がこれまでされていない。
- ・日本語学習者と支援者のマッチングを行ったり、教室コーディネーターを行う日本語教育の専門性を有する中核人材が必要だが、配置されていない地域が多い。
- ・日本語教員の有資格者であっても、地域日本語教室で日本語を教える際の姿勢や多文化共生に関する知識が不足していることがある。
- ・日本語教育人材に対する研修を実施している自治体や団体は一部に限られており、日本語教室のボランティア募集説明会や実践事例を共有する情報交換会、外部の専門家を招いた単発の勉強会などが中心となっており、十分な研修実施体制が構築されていない。

・「生活者としての外国人」の背景は多様であり、また、ライフステージに応じた日本語教育が求められていることから、その多様なニーズに対応できるよう、自力で授業が組み立てられる能力、臨機応変に対応できる知識とスキル、及び一定程度のコースデザインの能力が必要。

2. 留学生

- ・法務省告示日本語教育機関においては、告示基準に示された日本語教員の要件を満たす人材を配置することが必須とされていることから、日本語教育の養成・研修を受けた人材が留学生に対する日本語教育を実施している。
- ・日本語教員養成を実施する大学や民間の日本語教師養成機関における教育内容については、文化庁が平成12年に取りまとめた報告を参考に編成されているが、教育内容に関しては養成機関・団体の自主性に任されており養成される日本語教育人材の資質・能力にはばらつきがあるとの指摘がある。
- ・教育実習については、実際に外国人学習者に対する指導を行う実習や見学などを実施していない教育機関も見受けられ、日本語教育機関側から日本語教員の実践力が不足しているとの指摘もある。
- ・養成段階では、初級レベルの実践・実習を中心とする機関・団体が多いが、進学を想定した中級・上級レベルの指導法や技能別指導方法についても、養成段階において習得させることが求められる。
- ・日本語の教育方法だけでなく、対象や業界の背景となる、法務省告示日本語教育機関や留学生施策、在留資格等に関する知識も必要である。
- ・養成段階では、高等教育機関での学習の前提となるアカデミックジャパニーズの指導力が十分に備わっていない状況がある。
- ・養成段階で習得させることができる知識や能力と、日本語教員となってから習得すべき知識や能力を分けて考えることが必要であるが、現職の日本語教員に対する研修機会は現在国として実施しておらず、各教育機関、教員個人に任されており、十分な研修機会が確保されていない。
- ・法務省告示日本語教育機関において教務の中核を担う主任教員については、その要件として告示校での常勤としての勤務経験年数が求められているのみであり、必要な資質・能力及び教育内容は十分に示されていない。また、日本語教育振興協会による研修が行われているのみで、研修機会が限られている。

3. 外国人児童生徒等

- ・近年、増加する外国人児童生徒等に対する日本語教育については、特別の教育課程を編成するなどし、学校教員が主体となって行われているほか、必要に応じて、外部人材として退職教員や、日本語教師、外国人児童生徒の母語を理解し通訳などを行う母語支援員が教員をサポートするなどして対応している。しかし、必ずしも、児童生徒の発達段階に応じた日本語教育や、学校の教科学習に精通した者でないことがあるため、これらの外部人材を、学校における支援員として活用するための研修機会の充実が必要である。
- ・学校外においても、地域の日本語教室等で子供に対する学習支援を実施している機関・団体の例もあり、就学前の子供や保護者に対し、就学に必要な日本語教育を行う取組も増えている。
- ・子供の日本語教育においては、就学から高校進学、就業まで視野に入れた学びの連続性を考慮した日本語教育が行える人材養成の仕組みが必要である。
- ・外国人児童生徒等に対する日本語指導者に求められる資質・能力及び教育内容については、具体的に示されていない。
- ・就学前の子供とその保護者に対する日本語教育の必要性が言われているが、その日本語指導者に求められる資質・能力及び教育内容については、具体的に示されていない。
- ・外国人児童生徒等に対する日本語教育において重要なことは、大人に対する日本語教育との違いや、学校教育あるいは学校組織における支援であるということ認識することである。
- ・外国人児童生徒等に対する日本語教育においては、教員や支援者に、学校等の公教育と、課題を抱える子供と家族を支える学外の機関・団体との関係をつなぐコーディネータ力が、ある程度必要となる。